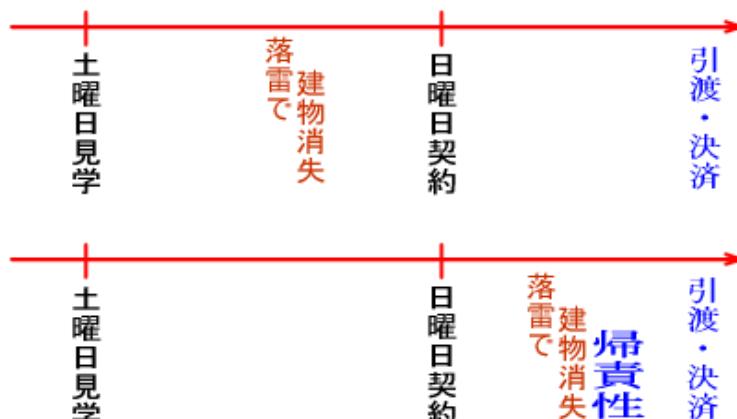


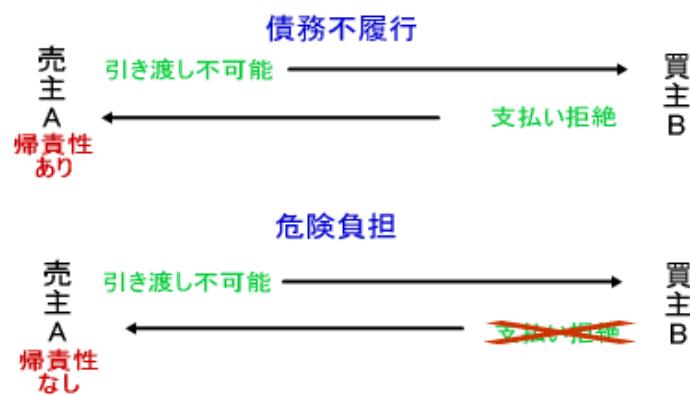
権利関係 民法 危険負担

行政書士
宅地建物取引主任者 **森瀬泰豊**

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

危険負担のポイント

危険負担の問題なのか 債務不履行の問題なのか

引渡しができなくなったことについて、
 売主に帰責性がある → 債務不履行
 売主に帰責性がない → 危険負担

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

平成19年9月1日にA所有の甲建物につきAB間で
売買契約が成立し、当該売買契約において同年9月
30日をもってBの代金支払と引換えにAは甲建物をB
に引き渡す旨合意されていた。この場合に関する次の
記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 甲建物が同年8月31日時点でAB両者の責に帰
 すことができない火災により滅失していた場合、甲建物
 の売買契約は有効に成立するが、Aの甲建物引渡し
 債務も、Bの代金支払債務も共に消滅する。
- 3 甲建物が同年9月15日時点でBの責に帰すべき
 火災により滅失した場合、Aの甲建物引渡し債務も、
 Bの代金支払債務も共に消滅する。

2007年 問10

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。